

申請者

狹山市(建築審査課)

危険ブロック塀等改修工事の事前相談

※補助を希望される方は、必ず事前に建築審査課へご相談ください。

現地確認

現地確認の結果連絡

補助対象となる旨、ご連絡した場合は、以降の手続きに進んでください。

補助金交付申請書の提出

※補助金交付申請書の添付書類
・案内図 ・工事設計書の写し ・工事見積書の写し
・ブロック塀等の現況写真

内容審査

補助金交付可否決定通知書の受領

・施工業者との工事の契約は、この通知後としてください。

補助金交付可否の決定

補助内示額(上限額)を通知

撤去又は築造工事の契約、施工

・工事完了後、工事費用(全額)を施工業者へお支払いください。

実績報告書の提出

※実績報告書の添付書類
・工事契約書の写し ・工事施工業者の領収書の写し
・事業の完了が確認できる写真
(築造工事の補助の場合は、施工中の写真を含む)
※締め切り：2月末日

現地確認・審査

補助金交付額確定通知書の受領

補助金額の確定

請求書の提出

※様式第10号と会計書式の2枚を3月10日までに提出してください。

補助金の振込